

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

- 行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 一
- 事務委任規則の一部を改正する規則 (同) 一
- 土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課) 一

### 訓 令 甲

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 二

### 告 示

- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 二
- 特定農業用ため池の指定 (農村整備課) 二
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者） (水産林政総務課) 四
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者） (同) 四
- 保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度（森林整備課） (同) 四
- 土地改良区役員の就任の届出（仙台地方振興事務所） (北部地方振興事務所) 五
- 土地改良区の定款変更の認可（北部地方振興事務所） (東部地方振興事務所) 五
- 土地改良区役員の就任の届出 (道 路 課) 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件） (道 路 課) 六

### 人 事 委 員 会

- 人事委員会細則十一―一（不利益処分についての審査請求に関する規則）の全部を改正する細則 一〇

ページ

## 正 誤

○宮城県公報令和二年号外第一三三号（令和二年三月三十一日付け）中

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十二号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条障害福祉課の分掌事務の項第六号中「船形コロニー」を「船形の郷」に改める。

別表第三船形コロニーの項中

船形コロニー

を

船形の郷

に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十三号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二十六号中「第十四条第一項、第九項及び第十項」を「第十四条第一項、第十三項及び第十四項」に改め、同号ソ中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十四号

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和二年宮城県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十七号を第十九号とし、第十三号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の許可

第三条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「許可」の下に「、第十三条第一項の承認又は第三十七条の五の許可」を加え、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可  
第四条第二号中「駐車場」の下に「、農地」を加える。

第八条第一号中「森林法」の下に「、農地法」を、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の下に「、農業振興地域の整備に関する法律」を加え、同条第三号中チをヌとし、トをリとし、ヘをトとし、トの次に次のように加える。

チ 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の三の規定による処分  
第八条第三号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 農地法第五十一条第一項の規定による処分  
第八条第四号中ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 土壌汚染対策法第二十五条の規定による処分  
附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十三号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一業務課長に係る専決事項の項第三号中「報告」を「製造販売業者等に対する報告」に改め、「第七十六条の八」を削り、同号ツ中「措置命令」を「措置命令等」に改め、同号ム中「、第七十六条の七の二」を削り、同号中シをエとし、ケからミまでをフからシまでとし、同号マ中「麻薬取締員」を「指定薬物等に係る麻薬取締員」に改め、同号マを同号ケとし、同号ヤ中「報告」を「指定薬物等に係る報告」に改め、同号中ヤをマとし、クの次に次のように加える。

ヤ 指定薬物に係る行為の中止命令等及び措置の要請（第七十六条の七の二）

別表第一業務課長に係る専決事項の項第三号クを削り、同号オ中「措置命令」を「措置命令等」に改め、同号オを同号クとし、同号ノ中「指定薬物」を「指定薬物等」に改め、同号中ノをオとし、キの次に次のように加える。

ノ 模造に係る医薬品等に係る麻薬取締員による職権の行使の決定（第七十六条の三の二）  
別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長に係る専決事項の項第二十二号レ中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年九月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百二二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和二年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五番地一号	令和二年九月一日	令和五年八月三十一日

○宮城県告示第七百二三号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池として指定した。

令和二年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
久保堤ため池(三)	仙台市青葉区郷六字郷六上三の二	令和二年九月一日
青野木ため池	仙台市青葉区芋沢字畑前北十一の一	令和二年九月一日
清水沼ため池	仙台市青葉区大倉字斎野神五十三	令和二年九月一日
権現ため池	仙台市青葉区新川字宮裏二十四の内	令和二年九月一日
白木堤ため池	仙台市青葉区大倉字栗林三十九地先	令和二年九月一日
辺田ため池三	仙台市青葉区芋沢字辺田四	令和二年九月一日
太夫一号ため池	仙台市太白区秋保町湯元字半銅平三十二の一	令和二年九月一日
太夫三号ため池	仙台市太白区秋保町湯元字半銅平三十四の一	令和二年九月一日
半銅平ため池	仙台市太白区秋保町湯元字半銅平三十五	令和二年九月一日
荒砥沢ため池	仙台市泉区根白石字荒砥沢八	令和二年九月一日
トドヶ沢一号ため池	仙台市泉区上谷刈字長命岫二十二の一	令和二年九月一日
トドヶ沢二号ため池	仙台市泉区上谷刈字小梨沢十一の一	令和二年九月一日
西ノ堤ため池	仙台市泉区七北田字道十九の一	令和二年九月一日
将監ため池	仙台市泉区将監八丁目二十四の一、二十四の二	令和二年九月一日
苗代田ため池	仙台市泉区天神沢一丁目三	令和二年九月一日
新大堤ため池	仙台市泉区西田中字小倉山十二	令和二年九月一日
高野原ため池	仙台市泉区朴沢字上屋敷十の十八、十九	令和二年九月一日
瀬木沢堤ため池	仙台市泉区朴沢字鷹聚三	令和二年九月一日

内ノ越二号ため池	大郷町大松沢内ノ越十四	令和二年九月一日
柏木原宅地一号ため池	大郷町大松沢字柏木原宅地二の十三	令和二年九月一日
一本木山二号ため池	大郷町不来内字一本木山三十四の四	令和二年九月一日
本木ため池	大郷町山崎字本木二十六の二	令和二年九月一日
三倉ため池	大郷町東成田字大沢七の二	令和二年九月一日
第一大師堂ため池	大郷町不来内字大師堂十二の七	令和二年九月一日
三十刈ため池	大郷町川内字上赤坂二十七	令和二年九月一日
窪田ため池	石巻市小測浜窪田七の二	令和二年九月一日
祭田第一ため池	石巻市北上町十三浜祭田百三十八の一	令和二年九月一日
i〇三十五ため池	仙台市泉区松森字鹿島九十三の一	令和二年九月一日
大堤ため池	仙台市泉区西田中字小倉山十一	令和二年九月一日
i〇四十一ため池	仙台市泉区朴沢字鷹鳥屋一の五十四	令和二年九月一日
i〇四十四ため池	仙台市泉区朴沢字鷹鳥屋一の百三十九	令和二年九月一日
i〇三十三ため池	仙台市泉区西田中字小倉山七	令和二年九月一日
i〇十四ため池	仙台市泉区西田中字小倉山十三	令和二年九月一日
i〇十ため池	仙台市泉区根白石字青笹山十二	令和二年九月一日
i〇〇九ため池	仙台市泉区根白石字青笹山十四の二	令和二年九月一日
i〇〇八ため池	仙台市泉区根白石字青笹山	令和二年九月一日
i〇〇七ため池	仙台市泉区根白石字花輪田	令和二年九月一日
i〇〇三ため池	仙台市泉区福岡字北鎖二十九の三	令和二年九月一日

貝柄塚二号ため池	大郷町大松沢字貝柄塚十の六	令和二年九月一日
森三号ため池	大郷町大松沢字森八の六	令和二年九月一日
狸沢十五号ため池	大郷町大松沢字狸沢三十二	令和二年九月一日
吉ヶ沢一号ため池	大郷町大松沢字吉ヶ沢六の二	令和二年九月一日
三嶽ため池	大郷町東成田字三嶽二十六	令和二年九月一日
原屋敷八号ため池	大郷町大松沢字原屋敷四十九の五	令和二年九月一日

○宮城県告示第七百四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
山元町区域（宮城県漁業協会の組合員の住所のうち山の区域）	小型定置漁業	令和二年八月十八日	巨理郡山元町坂元字磯作一十五 鈴木重紀 巨理郡山元町坂元字町東一十五 門馬一文	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三十九号）第六号に規定する漁業	二人

○宮城県告示第七百五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第九加入区	平成十九年宮城県告示第九号第三号に定める漁業災害補償法に基づき加入区に設定された宮城県漁業協会の組合員の住所のうち手樽の区域	令和二年八月十七日	宮城県松島町手樽字梅ヶ沢二十二一 鈴木孝一 宮城県松島町手樽字柿ノ浦二十一 丹野裕太	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三十九号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業	五人

○宮城県告示第七百六号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和二年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和二年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類	同一の単位とされる保安林等の区域	皆伐面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林	本吉地区 北上川下流 石巻地区 追川地区 江合川上流 鳴瀬川上流 江合川下流 鳴瀬川下流 黒川地区 仙台地区 白石地区 本吉地区 北上川下流 石巻地区	三九〇・八八 三二〇・六九 三五七・三三 九四五・五六 七四三・七五 一、二九七・五五 〇・八五 二四〇・二四 一、三〇二・七五 一、四四八・二八 二四・八八 八・一〇 二五・〇二

保健保安林

魚つき保安林

干害防備保安林

- 追川地区 六七・〇六
- 江合川上流 一八二・六五
- 鳴瀬川上流 一八九・〇二
- 江合川下流 一一・一二
- 黒川地区 三七・二九
- 仙台地区 六六・二〇
- 白石地区 一九六・七〇
- 仙台市 五・一八
- 石巻市 二七・九二
- 気仙沼市 二〇・三七
- 白石市 三・一八
- 角田市 二・〇八
- 登米市 九・九四
- 栗原市 一・四五
- 東松島市 四・三四
- 大崎市 五七・〇〇
- 七ヶ宿町 五・一四
- 柴田町 〇・九八
- 丸森町 二・七二
- 大和町 三・六〇
- 大郷町 〇・三〇
- 加美町 六・七二
- 女川町 一六・八二
- 南三陸町 〇・七六
- 石巻市 一六・九二
- 気仙沼市 二・三五
- 東松島市 〇・四二
- 女川町 〇・九〇
- 南三陸町 〇・九〇
- 宮城北部地区 二一・三四

宮城南部地区

六・九〇

○宮城県告示第七百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和二年九月一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口 浩 徳

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年七月二十九日	庄子 定 良	仙台市青葉区上愛子字上遠野原六番地の二	監事

○宮城県告示第七百八号

旧旧川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年八月二十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年九月一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富 田 政 則

○宮城県告示第七百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、登米市東和町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和二年九月一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐 藤 靖

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年八月一日	佐藤 記 一	登米市東和町米川字東綱木百六十二番地	理事

# 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和二年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 千四百九十三トン

(二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 三十六キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和三年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県  
の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加資格登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二二一―三三三五）へ令和二年九月十七日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九九九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一番一号  
宮城県北部土木事務所経理班（電話〇二二九一九一〇七六七）

3 郵送による入札説明書の交付期限  
郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和二年九月十七日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査  
(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和二年九月二十八日（月）午前九時から令和二年十月二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年十月二日（金）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等  
(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 令和二年十月十三日（火）午前九時から令和二年十月十四日（水）午後五時まで  
(二) 書面により入札書を提出する場合  
イ 日時 令和二年十月十四日（水）午後五時まで

口 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「入札に係る調達物品の名称」を記載し、宮城県北部土木事務所長あてに親展で、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所  
令和二年十月十五日（木）とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県北部土木事務所  
(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時三十分 宮城県北部土木事務所

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者  
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法  
(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)
- 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2021.
- 3 Place of Delivery : Within Northern civil engineering office areas of jurisdiction.
- 4 Deadline for Bid : Wednesday, October 14, 2020, 5: 00 p.m.
- 5 Contact Person : Yuji katoh, Accounting Group, Northern civil engineering office Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government 4-1-1 asahi, furukawa, Osaka, Miyagi, 989-6117 Japan. Tel: 0229-91-0767
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品及び納入予定数量
    - (一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千三百九十トン
    - (二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 十九キロリットル
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期間 契約締結の日から令和三年三月三十一日まで
  - 4 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づいて更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二一一一三三三五)へ令和二年九月十日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム(以下「システム」という。)の利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八九一―二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九一―一

宮城県大河原土木事務所総務班(担当 土生 紗千 電話〇二二四一五三一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和二年九月十四日(月)午後五時まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は入札説明書に定めるところにより、令和二年九月二十九日(火)午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年九月二十九日(火)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和二年十月十四日(水)午前九時から令和二年十月十五日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和二年十月十四日(水)午前九時から令和二年十月十五日(木)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和二年十月十六日(金)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県大河原合同庁舎中3F入札室

(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十一時 宮城県大河原合同庁舎中3F入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及

び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)
  - 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2021.
  - 3 Place of Delivery : Within Ogawara civil engineering office areas of jurisdiction.
  - 4 Deadline for Bid : Thursday, October 15, 2020, 5 : 00 p.m.
  - 5 Contact Person : Sachi Habu, General Affairs Group, Ogawara civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 129-1 Minami, Ogawara shibata, Miyagi, 989-1243 Japan, Tel: 0224-53-3135
  - 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

人事委員会

○人事委員会細則十一―一(不利益処分についての審査請求に関する細則)の全部を改正する細則を次のように定める。

令和二年九月一日

宮城県人事委員会事務局長 山 本 雅 伸

人事委員会細則十一―一(不利益処分についての審査請求に関する細則)の全部を改正する細則

人事委員会規則十一―一(不利益処分についての審査請求に関する規則)に基づき、人事委員会細則十一―一(不利益処分についての審査請求に関する細則)の全部を次のように改正する。

人事委員会細則十一―一

不利益処分についての審査請求に関する細則

(目的)

第一条 この細則は、規則十一―一(不利益処分についての審査請求に関する規則。以下「規則」という。)第六十六条の規定に基づき、職員に対する懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分(以下「処分」という。)についての審査請求の手続及び審査の結果執るべき措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審査請求書)

第一条 規則第三条第一項に規定する審査請求書は、様式第一号による。

(審査請求書記載事項変更届)

第三条 規則第三条第六項に規定する届出は、様式第二号(審査請求書記載事項変更届)による。

(審査の併合及び分離)

第四条 規則第七条第二項に規定する申立ては、様式第三号(審査併合(分離)申立書)による。

(審査請求の取下げ)

第五条 規則第八条第二項に規定する取下げに係る書面は、様式第四号(審査請求取下書)による。

(手続の承継)

第六条 規則第九条第二項に規定する届出は、様式第五号(審査手続承継届)による。

(処分の取消又は修正の通知等)

第七条 規則第十条第一項に規定する通知は、様式第六号(処分取消(修正)通知書)に、同条第二項に規定する申出は、様式第七号(審査請求継続(取下)申出書)による。

(処分の取消判決等の確定の通知)

第八条 規則第十一条に規定する通知は、様式第八号(判決確定通知書)による。

(代理人)

第九条 規則第十三条第三項に規定する届出は、様式第九号(代理人選任(解任)届)による。

(主任代理人)

第十条 規則第十四条第二項に規定する届出は、様式第十号(主任代理人指定(変更)届)による。

(代表者)

第十一条 規則第十五条第三項に規定する届出は、様式第十一号(代表者選任(解任)届)による。

(口頭審理の請求及び撤回)

第十二条 規則第十九条第三項に規定する請求及び撤回に係る書面は、様式第十二号(口頭審理請求(撤回)書)による。

(口頭審理期日変更の申立)

(口頭審理期日変更の申立)

第十三条 規則第二十条第三項に規定する書面は、様式第十三号（口頭審理期日変更申立書）による。

（証拠調べの申出）

第十四条 規則第三十四条第二項に規定する書面は、様式第十四号（証人調申出書）又は様式第十五号（証拠調申出書）による。

（口頭で陳述する機会の申出）

第十五条 規則第五十一条第二項に規定する申出に係る書面は、様式第十六号（口頭陳述の申出書）による。

（再審請求書）

第十六条 規則第五十八条第四項に規定する再審請求書は、様式第十七号による。

（再審請求書記載事項変更届）

第十七条 規則第五十八条第五項に規定する届出は、様式第十八号（再審請求書記載事項変更届）による。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、令和二年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この細則による改正後の人事委員会細則十一―一（不利益処分についての審査請求に関する細則）（以下この項において「新細則」という。）の規定は、この細則の施行の日前から引き続き係属している審査請求についても適用する。この場合において、この細則による改正前の人事委員会細則十一―一（不利益処分についての審査請求に関する細則）の規定により行われた手続は、新細則の相当規定により行われたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

審 査 請 求 書

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名 印

地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、下記により審査請求をします。

記

① 処分を受けた者			
（ふりがな） 氏 名 _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生）	住 所（〒 _____ - _____ ）	（電話番号 _____ ）	連絡先（文書の送付先を上記住所と異なる場所とした場合のみ記入）
現在の職名 _____	現在の所属 _____	処分を受けた時の職名 _____	処分を受けた時の所属 _____
② 処分者		氏名 _____	
職名 _____			
処分の内容 _____			
③ 処分			
処分を受けた年月日 _____	年 _____ 月 _____ 日	処分が知った年月日 _____	年 _____ 月 _____ 日

<p>④趣旨 審査請求の趣旨(処分の取消を求めるものか又は修正を求めるものか簡潔に記入すること)</p>	<p>⑤不服の理由 処分に対する不服の理由(具体的かつ詳細に記入し、記入欄が不足する場合は別紙とすること)</p>
<p>⑥処分説明書  <input type="checkbox"/> 交付された (受領日 年 月 日)  <input type="checkbox"/> 交付されなかった          (上記欄で「交付されなかった」に記入した場合のみ記入)          処分説明書の交付を <input type="checkbox"/> 請求した <input type="checkbox"/> 請求しなかった          (処分説明書が交付されなかった経緯          )</p>	<p>⑦審理方式  <input type="checkbox"/> 口頭審理を請求する ( <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 )  <input type="checkbox"/> 書面審理を請求する</p>
<p>⑧添付書類          1. <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし          2.          3.</p>	<p>⑨代理人による審査請求する場合の代理人          (ふりがな) 代理人氏名 _____ 職業 _____          住 所 (〒 _____ )          連絡先住所 (〒 _____ )          電話番号 ( _____ )</p>

<p>様式第2号 (第3条関係)          審査請求書記載事項変更届          _____ 年 月 日</p>	<p>宮城県人事委員会 殿          審査請求人 氏 名 印</p>
<p>年 月 日付けで提出した審査請求書の記載事項に、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。</p>	<p>記          1 変更内容          (1) 変更する事項</p>
<p>(2) 変更前          (3) 変更後</p>	<p>2 変更理由          3 変更が生じた年月日</p>

備考

- 提出部数は正副各1部とする。
- 処分説明書の交付を受けたときは、その写しを添付すること。
- 審査請求書には、必要と認める資料を添付することができる。
- 代理人によって審査請求をする場合は、「審査請求人」欄に代理人が記名押印し、代理人の資格を証明する書面を添付すること。
- 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合は、不利益処分についての審査請求に関する規則第5条第2項に規定する正当な理由があることを明らかにする書面を添付すること。

備考

- 提出部数は1部とする。
- 代理人が届け出る場合は、審査請求人の氏名を併記すること(審査請求人の印は不要)。

様式第3号 (第4条関係)

審査併合 (分離) 申立書

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人 (処分者) 氏 名 印

下記の審査請求は、併合 (分離) して審査を行うよう申請します。

記

1 事案名

2 併合 (分離) の理由

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 代理人が届け出る場合は、当事者の氏名を併記すること (当事者の印は不要)。
- 3 不要な文言は抹消すること。

様式第4号 (第5条関係)

審 査 請 求 取 下 書

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名 印

年 月 日に提起した審査請求について、下記のとおりその全部 (一部) を取り下げます。

記

1 取り下げる部分

2 取り下げる理由

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 「取り下げる部分」が「一部」の場合は、「審査請求のうち○○の部分」と記載すること。
- 3 「取り下げる理由」は、特にあれば簡潔に記載すること。
- 4 審査請求を取り下げる権限の委任を受けている代理人によって取り下げる場合は、審査請求人の氏名を併記すること (審査請求人の印は不要)。
- 5 不要な文言は抹消すること。

様式第5号 (第6条関係)

審 査 手 続 承 継 届

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

承継人 氏 名 印

年(審)第 号事案の審査請求人(氏 名)は、 年 月 日に死亡した  
ので、下記書面を添付の上、審査手続を承継することを届け出ます。

なお、審査請求人(氏 名)が選任した代理人(氏 名)を引き続き代理人として選任しま  
す。

記

- 1 承継を証明する書面

様式第6号 (第7条関係)

処分取消 (修正) 通知書

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

処分者 氏 名 印

年(審)第 号事案に係る処分を下記のとおり取り消した(修正した)ので通知し  
ます。

記

- 1 取消 (修正) 年月日

- 2 取消理由 (修正の内容及びその理由)

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 従来 of 代理人以外の者を代理人に選任する場合は、別途「代理人選任届」を提出すること。
- 3 不要な文言は抹消すること。

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 代理人が届け出る場合は、処分者の氏名を併記すること (処分者の印は不要)。
- 3 不要な文言は抹消すること。

様式第7号 (第7条関係)

審査請求継続 (取下) 申出書

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名 印

年 (審) 第 号事案に係る処分について、 年 月 日付けで処分者により  
修正されましたが (たことに伴い)、審査請求を継続し (取り下げ) ます。

様式第8号 (第8条関係)

判決確定通知書

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人 (処分者) 氏 名 印

年 (審) 第 号事案の処分に係る判決が下記のとおり確定したので、通知します。

記

原 処 分	処 分 者	
	被処分者 (審査請求人)	
	処 分 の 内 容	
	処 分 年 月 日	
	事 件 番 号	
確定した判決に係る 事項	係 属 裁 判 所	
	判 決 年 月 日	
	判 決 確 定 年 月 日	
	判 決 の 内 容	

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 代理人が申し出る場合は、審査請求人の氏名を併記すること (審査請求人の印は不要)。
- 3 不要な文言は抹消すること。

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 判決書の写しを添付すること。
- 3 代理人が届け出る場合は、当事者の氏名を併記すること (当事者の印は不要)。

様式第9号 (第9条関係)

代理人選任 (解任) 届

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人 (処分者) 氏 名 印

年 (審) 第 号事案について、下記の者を代理人に選任 (下記代理人を解任) しましたので届け出ます。

記

氏 名	住 所 (郵便番号, 電話番号)	職業 (又は職名)	代理権の範囲

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 複数の代理人を選任したときは、そのうち1名を主任代理人に指定し、別途「主任代理人指定届」を提出すること。
- 3 不要な文言は抹消すること。

様式第10号 (第10条関係)

主任代理人指定 (変更) 届

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人 (処分者) 氏 名 印

年 (審) 第 号事案について、下記の者を主任代理人に指定 (変更) しましたので、届け出ます。

記

- 1 主任代理人の氏名
- 2 主任代理人の住所 (郵便番号, 電話番号)

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 不要な文言は抹消すること。

様式第11号 (第11条関係)

代 表 者 選 任 ( 解 任 ) 届

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名 印

次の併合事案について、下記のとおり代表者を選任(解任)しましたので届け出ます。

記

1 併合された事案名

2 代表者の氏名

3 選任(解任)年月日

4 代表者の住所(郵便番号、電話番号)

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 審査請求人が多数の場合は、○○ほか何名とし、他の者は別紙に記名押印すること。
- 3 代理人が届け出る場合は、審査請求人の氏名を併記すること(審査請求人の印は不要)。
- 4 不要な文言は抹消すること。

様式第12号 (第12条関係)

口頭審理請求(撤回)書

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名 印

年(審)第 号事案について、公開(非公開)口頭審理を請求(の請求を撤回)します。

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 審査請求人が多数の場合は、○○ほか何名とし、他の者は別紙に記名押印すること。
- 3 代理人が請求(撤回)する場合は、審査請求人の氏名を併記すること(審査請求人の印は不要)。
- 4 不要な文言は抹消すること。

様式第13号 (第13条関係)

口頭審理期日変更申立書

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人(処分者) 氏 名 印

年(審)第 号事案について、下記事由により口頭審理期日を 年 月 日(以降)に変更されるよう申し立てます。

記

変更を要する事由

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 「変更を要する事由」は、具体的かつ詳細に記載し、当該事由を明らかにする資料があれば添付すること。
- 3 代理人が申し立てる場合は、当事者の氏名を併記すること(当事者の印は不要)。
- 4 口頭審理の期日の7日前の日までに到達するよう提出すること。

様式第14号 (第14条関係)

証人調申出書

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人(処分者) 氏 名 印

年(審)第 号事案について、下記のとおり証人調への申し出をします。

記

氏 名	住 所 (郵便番号、電話番号)	職 業 (又は職名)	証明しようとする事項

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 代理人が申し出る場合は、当事者の氏名を併記すること(当事者の印は不要)。

様式第15号 (第14条関係)

証 拠 調 申 出 書

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人 (処分者) 氏 名 印

年 (審) 第 号事案について、下記のとおり証拠調への申し出をします。

記

証拠番号	証 拠 の 表 示 (文書名, 所在等)	証明しようとする事項

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 「証拠番号」について、審査請求人は「甲第 号証」、処分者は「乙第 号証」とすること。
- 3 代理人が申し出る場合は、当事者の氏名を併記すること(当事者の印は不要)。

様式第16号 (第15条関係)

口 頭 陳 述 の 申 出 書

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

審査請求人 (処分者) 氏 名 印

年 (審) 第 号事案について、下記のとおり口頭で陳述する機会を与えられるよう申し出をします。

記

- 1 陳述しようとする事項
- 2 必要とする時間
- 3 証言する内容

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 「陳述しようとする事項」は、具体的かつ詳細に記載すること。
- 3 記載事項が多い場合は、別紙とすること。
- 4 代理人が申し出る場合は、当事者の氏名を併記すること(当事者の印は不要)。

様式第17号 (第16条関係)

再 審 請 求 書

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

再審請求者 氏 名 印

年 (審) 第 号事案に係る裁決に対し、下記により再審の請求をします。

記

①再審請求者に関する事項 (ふりがな) 氏 名 _____ ( 年 月 日 生) 住 所 (〒 _____ ) (電話番号 _____ ) 連絡先 (文書の送付先を上記住所と異なる場合のみ記入)	
(現に職員である場合) 現在の職名 _____	現在の所属 _____
裁決書に記載された審査請求人の氏名 氏 名 _____	裁決書に記載された処分者の職及び氏名 職 名 _____ 氏 名 _____
③処分の内容 処分を受けた年月日 年 月 日	

裁決の内容 ①裁決の内容 裁決の年月日 年 月 日 再審の請求をする理由 (具体的かつ詳細に記入し、記入欄が不足する場合は別紙とすること)	
⑤再審請求の理由	
⑥代理人によって再審の請求をする場合の代理人 (ふりがな) 代理人氏名 _____ 職業 _____ 住 所 (〒 _____ ) 連絡先住所 (〒 _____ ) 電話番号 ( _____ )	

備考

- 提出部数は正副各1部とする。
- 「再審の請求をする理由」は、不利益処分についての審査請求に関する規則第58条第1項各号に規定する再審事由について、該当条項も含め具体的かつ詳細に記載すること。
- 代理人によって再審の請求をする場合は、「再審請求者」欄に代理人が記名押印し、代理人の資格を証明する書面を添付すること。

様式第18号 (第17条関係)

再 審 請 求 書 記 載 事 項 変 更 届

年 月 日

宮城県人事委員会 殿

再審請求者 氏 名 印

年 月 日付けで提出した再審請求書の記載事項に、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

1 変更内容

(1) 変更する事項

(2) 変更前

(3) 変更後

2 変更理由

3 変更が生じた年月日

備考

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 代理人が届け出る場合は、再審請求者の氏名を併記すること（再審請求者の印は不要）。

正 証

○宮城県公報令和二年号外第一三三三号（令和二年三月三十一日付け）中

ページ

一四

段 上 六 行

正

生年月日	年	月	日
性別			

社会福祉士及び介護福祉士法施行  
規則第8条の2の規定により

謄

生年月日	年	月	日
性別	男	・	女

社会福祉士及び介護福祉士法施行  
規則第8条の2の規定により